

三ノ一三ノ二、笠置寺礼堂等修造勸進状

出典 ①宗性書、弥勒如来感応抄（東大寺所蔵）

②讚仏乗鈔（金沢文庫所蔵）

③解脱上人御草（東京大学史料編纂所写本）

解説

貞慶が入山した当時、大治五年（一一三〇年）に焼失した礼堂にかわり、ささやかな草堂があつて礼堂として使用されていたが、弥勒像が世の信仰を集め、参拝客が多くなつてくるにつれて問題がおきてきた。

まず礼堂が石像に接近しすぎていて、礼堂からその全体像が拝めないこと、堂が狭く法要に参列できない者が多くなつてきたことなどである。

貞慶はそのために礼堂の改築、弥勒像前の整備を決定した。建築に要する莫大な費用は般若報恩塔を建築して五年足らずの笠置寺一寺の能力を超えた負担であつたため、費用の捻出には京や南都の諸寺、貴族にも寄進を依頼した他、鎌倉幕府にも接近し、元久元年（一二〇四年）四月に貞慶の使者が鎌倉に至つて将軍家に喜捨を願ひ出た。これに対し当時の将軍源実朝は砂金以下の重宝を与えた（吾妻鏡）。

勸進状が出された建仁三年（一二〇三年）の一年九ヵ月後、元久元年（一二〇四年）十月十五日に礼堂完成供養が行われ、その翌月には新築されたばかりの礼堂で龍華会が催された。

幕府には礼を失せぬよう早速使者が鎌倉に赴き、十一月七日には将軍家に無事礼堂が完成した旨のお礼の言上におよんでいる。この礼堂は元弘の役で焼失したが、笠置曼荼羅にその華麗な姿を今に残している。

① 宗性書、弥勒如来感応抄（東大寺所蔵）

解説

内容の概要は以下の通りである。

一、今の礼堂の欠点は、

礼堂と弥勒像が接近しすぎて礼堂からは石像の全体像が見えないこと。

堂舎が老朽化してきたこと。

法会の際、庭が狭くて多数の信者會受け入れる余地が少ないこと。

礼堂が狭小なること

である。

二、そのため基礎を一丈余り石像から離し、檜を五六尺上げることとする。軒廊の間数を増やし樂所とし、母屋の一方を分けて経蔵とする。

三、費用については本寺の興福寺や京都の貴族などに寄進を依頼する

原文

① 弥勒如来感应抄（東大寺所蔵）により二文を掲載し、完成文でない②讚仏乘鈔（金沢文庫）、③解脱上人御草（花園大学所蔵。東京大学史料編纂所書写本あり）を参考までに掲載した。

その一

弥勒如来感应抄（東大寺所蔵）

笠置寺奉唱

請被殊蒙 緇素助成修造礼堂軒廊等状

右海内之名区其所雖多矣之過名者我山之勝形也天下之靈異其類不一事之超餘者慈尊之石像也設比五天之勝躅此事猶不可恥況於日本一国之内哉設及千仏之出世此像猶不可變況於龍華三会之朝哉但攀山腹兮置礼堂於其内迫巖頭兮覆軒宇於其前高低雖遙相去不幾僅跪咫尺之洞庭倩瞻五丈之聖容尊儀空当首上相好末詳眼前況於堂中都隔拜見是一恨也又仏像者化人之所造也刻彫雖窮妙堂舎者山僧之所構也茅茨如不剪古跡之製時俗可咲是二恨也巖重法会之庭道俗群集之時無処容受多隔見聞是三恨也舞台樂屋皆以狭少齐会之席陳列失儀是四恨也不如移基一丈餘上檐五六尺堂内堂外态对尊顔又加軒廊之間數以為樂所分母屋之一方宛之経蔵舞曲之台聽聞之座一々之儀各々可足但土木之費殆過十家之産經營之勞豈堪一寺之力進退之間商量難及自昔至今歎息在之就中奉請唐本一切経將始随分大法会有限道場欲罷不能然間七歳沙弥尚有諫師之詞多年住侶争無恥身之思群儀一同莫不伏膺仍始南都之本寺及花落之高門試達子細以為己勤不敢顧是非之間皆欲結順逆之縁但設望十方之仏土難忘者积迦大師之付属也設沈三途之苦域有憑者弥勒下生之值遇也況於別願別縁之繫属何漏大慈大悲之引接有心之人不言可知嗚呼昔窄度跋堤之造善法堂也忽出紺珠於額上今信心施主之助一伽藍也宣抽丹石於肝底莫言下愚之勸進竊為大聖之方便者也仍奉唱如件

建仁三年

読み下し文

笠置寺奉唱

殊に緇素(僧俗)の助成を蒙り礼堂軒廊等を修造されんと請うの状

右、海内の名区は其の所多しと雖も、実に之れ名に過ぎるは我が山の勝形也。天下の靈

異其の類不一（二様でないこと）なるも、事の余を超えるは、慈尊の石像也。設へ五天（天竺、インドのこと）の勝躡（優れた先例）に比すも、此の事猶恥ずることなし。況や日本一国の内に於いておや。設へ千仏の出世に及ぶも、此の像、尚変ることなし。況や龍華三会の朝に於いておや。

但し（讚仏乗鈔や花園大学所蔵にある「爰に」のほうが意味が通じる）山腹を墊て礼堂を其の内に置き、巖頭に迫りて軒宇を其の前に覆へり。高低遙かなりと雖も相去ること幾くばくならず。僅かに腿尺（非常に近い距離）の洞（深い谷）庭に脆き、倩（つらつら）五丈の聖容を縦ぐも、尊儀空しく首上に当たり、相好（顔形）未だ眼前に詳かならず。況や堂中に於いては都（すべて）拝見を隔つ。是れ一の恨み也。

又仏像は化人（仏が衆生を救うため仮に人の姿になったもの）の造る所也。刻彫窮妙なりと雖も、堂舎は山僧の構える所也。茅茨剪らずして古鉢の製の如くなるは、時俗（時の人々）咲（笑うの古字）うべし。是れ二の恨み也。

嚴重（厳かな様）の法会の庭に道俗群衆（群がり集まること）の時、受け容れる処無く、多くは見聞（見たり聞いたりすること）を隔つ。是れ三の恨也。

舞台、樂屋（雅樂で樂人の演奏をする場所）皆狭少なるを以て、齋会の席、陳列に儀を失す。是れ四の恨み也。

基を一丈余り移し、檐を五六尺上げるにしかず。堂内、堂外恣に尊顔に対す。又軒廊の間敷を加え、以って樂所となし、母屋の一方を分け、之を経蔵に宛つ。舞曲の台、聴聞の座、一々の儀、各々足るべし。

但し土本の費え、殆ど十家の産に過ぎ、経営の勞、豈一寺の力に堪うるや。進退の間、商量（なすべき方法をあれこれ考えること）及び難く、昔より今に至るも嘆息之れにあり。就中、唐本一切經を請い奉り、將に随分（それに合わせて相応な）の大法会を始めんとするも、道場に限り有り、罷んと欲するも能わず。

然る間、七歳の沙弥（仏法にまだ未熟な男子僧）、尚、師を諫めるの詞有り、「多年、住侶、争いに身を恥じるの思い無し。群議の一同伏膺（服膺、他人のいましめを忘れずに実行すること）せざるなかれ。仍つて南都の本寺に始まり、花洛（京都）の高門（名門）に及び、試に子細（詳しい事情）を達し、以って己の勤と為すべし」と。

敢えて是非を顧りみざるの間、皆順逆の縁を結ばんと欲す。但し、設し十方の仏土を望まば、忘れ難きは釈迦大師の付属（ここでは釈迦が弥勒に遺法を託したこと）也。設へ三途の苦域に沈まんとも、憑有るは弥勒下生の値遇也。況や別願別縁の繫属（つながり）に於いて、何ぞ大慈大悲の引接に漏れんや。有心（ものにとらわれた心）の人、言はずして知るべし。

嗚呼。昔、窄度跋堤の善法堂を造るや、忽ち紺珠を額上に出だす（注一）。今、信心の施主の助けは一伽藍也。宜しく丹石（メノウ）を肝底に抽さん。

下愚の勧進と云うなかれ。窃かに大聖（弥勒）の方便（仏が衆生を救うために、仮に設けた手段）と為す者也。

仍って唱え奉ること件の如し。

建仁三年（一一〇三年）

注一、弥勒が兜率天に往生する際、窄度跋提が弥勒のため善法堂を造ることを発願した時、額から五百億の宝珠を出し、その光が四十九重の宝宮となった。観弥勒菩薩上生兜率天経。

その二

弥勒如来感応抄（東大寺所蔵）

弥勒如来感応抄には二種の勧進状が記載されているが、「その二」の方が文章も練れて、まとまりも良く、これが最終の勧進状案となったのであろう。

笠置寺奉唱

請殊蒙知識助成改造礼堂軒廊等状

右当山者神仙之古跡慈尊之靈地也其草創之奇異石像之絶妙聞而雖疑見而可信設送千仏之出世此像猶不可変況於龍華三会之朝哉設比五天之勝躅此事猶不可恥況於日本一国内哉是以良弁僧正之含綸命也早顯効驗於孤峯之月実忠和向之專練行也自稟勝業於内院之雲一々勝事不逞毛拳但仏像者化人之所造也刻彫雖窮妙堂舍者山侶之所構也茅茨如不剪古躅之製時俗可咲就中本尊與礼堂相去不幾巖上將檐下高低懸隔近跪咫尺之洞庭遙望五丈之聖容尊像空当首上瞻礼未詳眼前況至堂内都隔拜見事之乖心欲罷不能加之恒例臨時法会之庭貴賤道俗群集之時容受無処見聞含恨又舞台樂屋共以狭少齐会之庭陳列失儀仍移基一丈餘上檐三四尺堂中堂外恣拜尊像豈不可乎加之繼南軒廊以為樂所分北母屋以為経蔵舞曲之台聴法之座一々之儀悉可造化但土木之費殆過十家之産経營之勞不耐一寺之力進退惟谷歎而未企爰至今春恨超例年明春可知時之至也冥之感也仍自本寺漸及兩都不顧讚毀宜令勸進未知誰人殊為我等之大檀又不知何時正感此善之勝果昔須達居士建祇洹之精舎六天宮殿浮雲因果感赴古今皆爾嗚呼設欣十方之仏上難忘者猶釈迦大師之付属也設沈三途之苦域有馮者彼弥勒下生之値遇也況於別願別縁之繫属何疑

読み下し文

笠置寺奉唱

殊に知識の助成を蒙り礼堂軒廊等を改造せんと請うの状

右当山は神仙の古跡にして慈尊の靈地也。其の草創の奇異、石像の絶妙、聞きて疑うと雖も、見て信ずべし。設へ千仏の出世を送（あとを見送る）るとも、此の像猶變ずべからず。況や龍華三会の朝に於いておや。設へ五天（五天竺、インド）の勝躅（優れた先例）に比すれど、此の事、猶恥ずべからず。況や日本一国の内に於いておや。是れ以て良弁僧正の綸命（天皇の命令）をいれ含るや、早くして効驗（ききめ）を孤

峯の月に頭し、実忠和尚の練行（仏道の修練を積むこと）を専つばらにするや、自ら勝業（勝れた行い）を内院の雲に稟（授ける）す。一々の勝事（立派なこと）毛挙に逞あらず。

但し仏像は化人の造る所也。刻彫窮めて妙なりと雖も堂舎は山侶の構える所也。茅茨剪らずして古牀の製の如くなるは、時俗（時の人々）咲（笑うの古字）うべし。

就中、本尊は礼堂と相い去ること幾ばくならず。巖上將に檐下にて高低懸隔す。近づきて腿尺（非常に近い距離）の洞（庭に脆き、遙かに五丈の聖容を望むに、尊像空しく首上に当りて、瞻礼するも末だ眼前に詳らかならず。況や堂内に至りては都拝見を隔つ。事の乖心（心をはなれること）、罷めんと欲するも能わず。

之に加うるに恒例、臨時の法会の庭に貴賤道俗群集の時、受け容れるに処無く見聞に恨みを含む。又舞台樂屋共狭少なるを以て、齋会の庭、陳列に儀を失す。

仍つて基を一丈余移し、檐を三四尺上げ、堂中堂外にて恣に尊像を拝すこと、豈可ならずや。之に加うるに南に軒廊を継ぎて以つて樂所と為し、北に母屋を分けて以つて経藏と為す。舞曲の台、聴法の座、一々の儀悉く造化する（自然の道理に合わせる）を可とす。

但し、土本の費、殆ど十家の産に過ぎ、経営の勞、一寺の力に耐えず。進退惟れ谷り。歎きて末だ企てず。

ここに今春に至り、恨むらくは例年を超え、明春が時の至りなるを知るべき也。冥の感（真心が仏を感動させること）也。仍つて本寺より漸く両都に及び、讚毀（讚えるのと誹るのと）を顧りみず、宜しく勸進せしむ。未だ誰人かを知らずも、殊に我等が大檀と為し、又何時なるかを知らずも、正に此善の勝果を感ずべし。

昔須達居士（スタッタ長者）、祇洹（祇園）の精舎を建つ。六天（欲界の六つの宮殿）浮雲に因果を感ず。古今に赴くに皆爾り。

嗚呼、設し十方の仏上を欣ばば、忘れ難きは猶釈迦大師の付属（教えを後世に伝えるよう頼み託すること）也。設へ三途の苦域に沈むとも馮有るは、彼の弥勒下生の値遇也。況や別願別縁の係属（つながり）に於いて何をか疑わん。

②讚仏乗鈔（金沢文庫）

解説 讚仏乗鈔（金沢文庫所蔵）によつた。この文献は今まで笠置寺関係史料になく、初出である。内容には重複部分もあり、かつあまり関係ない記事も入りこんでいるので、まだ練られていない当初の草稿か写し間違いのものであるのかもしれない。

なお金沢文庫所蔵の讚仏乗鈔はその筆跡から鎌倉称名寺の二代目長老鉦阿（一二六一〜一三三八年）が編集したものと思われる。

原文

笠置寺奉唱

請被殊蒙緇素助成修

造礼堂軒廊等状

右海內之名區其所雖多夷
之過名者我山之勝形也天
下之靈異其類不一事之
超餘者慈尊之石像也設
比五天之勝躅此事猶不可
恥況於日本一國之內哉設
經千仏之出世此像猶不可
變況於龍花三會之朝哉
爰摯山腹兮置礼堂
於其內迫巖頭兮覆（レ）
軒宇於其前高低雖遙
相去不幾僅跪咫尺之洞庭
仰テ瞻五丈之聖容尊儀
空當首上相好末詳眼
前況於在堂中都隔拜見
是一恨也又仏像者化人之
所造也刻彫雖窮妙堂舍
者山僧之所構也茅茨如
不剪古躡之製時俗可
咲是二恨也嚴重法會
之庭道俗群集之時無処
容受多障見聞是三恨
也舞台樂屋皆以狹少齊
會之席陳列失儀仍移
基一丈餘上檐三四尺堂
外恣向尊顏豈不可乎
加之左右各建三間軒廊以
北為經藏以南為樂屋庭
上設舞台階下為群居
一々之儀各々可足但土木之
費殆過十家之產經
宮之勞豈堪一寺力晋　晋↓進か
退之間商量難及自昔
至今歎息在之就中奉

請唐本一切經將修隨分
大法会有限道場欲罷不
能然間七才沙弥尚有
諫師之詞多年住侶爭
無恥身之思群儀一同シテ莫
不伏膺仍始南都之本寺
及花洛之高門試達子
細以為己カ勤ト不敢顧是
非之間只欲結順逆之緣
設望十方之仏土難忘
者积迦大師之付属也設
哉不口住侶天下所推
不足始称依之州県皆
平安少悉□息郊野
立錫之地無不耕作山
谷客身之洞併為寺
院云父母之水舞云子孫
之養育何物非土產
何事非冥助剩以除力
各營功德雖知貧富
之隨身誠如日月之分光
彼治承養和之比南
都衰微之時万人悉憂
畏一所無安全暫時猶
爾況於永代乎但寺家
下部等寄事於左右每
有催促先致苛酷士
雖加嚴誠不及懲肅
歟至今度者寺家別
深重之御願上人偏住
無相之弘誓不指課促
不致譴責只隨人心
又隨其力各抽清淨之
思勿廻遁避之計者

所仰下知如件郡司等宜
於孤峯之月実忠和尚
之專練行也自稟勝
業於内院之雲一々勝事
不逞毛拳但仏像者化
人之所造也刻彫雖窮妙
堂舍者山侶之所構也茅
茨如不剪古躰之製時俗
可咲就中本尊與礼堂
相去不幾巖上將檐下
高低懸障タリ近跪咫尺之
洞庭遙望五丈之聖容
尊像空当首上瞻礼未
詳眼前況至堂内都
障拜見事之乖心欲罷
不能加之恒例臨時法会
之庭貴賤道俗群集之
時容受無処見聞含恨
又舞台樂屋共以狭少
齋会之庭陳列失儀仍
移基一丈余上檐三四尺
堂中堂外恣拜尊像豈
不可平加之繼南軒廊
以為樂所分北母屋以為經
藏舞曲之台聽法之座
一々之儀悉可造化但土
木之費殆過十家之產
經学之勞一寺之力進
退惟谷歎而未企爰至
今春恨超例年明春可
知時之至也冥之成也仍
自本寺漸及兩都不顧
讚毀宜令勸進未知誰
人殊為我等之大壇又不知

学↓営か

何時正成此善之勝果昔
須達居士^カ建祇洹之精舍
六天ノ宮殿隨障雲僧護
比丘造慈氏之石像二生
之悲願不空因果感赴古
今皆爾嗚呼欣十方之仏
土難忘者猶釈迦大師之
付属也設沈三途之苦域
有馮者彼弥勒下生之値
遇也況於別願別縁乎
繫属何疑矣

③解脱上人御草（花園大学所蔵。東京大学史料編纂所写本あり）

笠置寺奉唱

請被殊蒙 緇素助成修造礼堂

軒廊等状

右海内之名区其所雖多夷之過名
者我山之勝形也天下之靈異其地
不一事之超餘者慈尊之石像也
設比五天之勝躅此事猶不可恥況
於日本一國之内哉設経千仏之出世
此像不可変況於龍花三會之朝哉
爰擘山腹兮置礼堂於其内迫巖
頭兮覆軒宇於其前高低雖遙相
去不幾僅跪咫尺之洞庭仰瞻五丈
之聖容尊儀像空当首上相好未詳眼
前況在堂中都障拜見是一恨也
又仏像者化人之所造也刻彫雖窮妙
堂舍者山僧俗之所構也茅茨如不剪
古躰之製時俗可咲是二恨也嚴
重法會之庭道俗群集之時無処
容受多障見聞是三恨也舞台
樂屋皆以狭少齊會之席陳列失儀
是四恨也仍移基一丈餘上檐三四尺

堂內堂外恣對向尊顏豈不可乎加之
左右各建三間軒廊以北為經藏以南
為樂屋庭上設舞台階下為群居
一々之儀各々可足但土木之費殆過十
家之產經營之勞豈堪寺之力進退
之間適量難及自昔至今歎息在之
就中奉請唐本一切經得修隨分大法
會有限道場欲罷不能然問七歲沙
弥尚有諫師之詞多年住侶爭無恥身
之思群儀一同莫不伏膺仍始兩都之
本寺及花洛之高門試達子細以為己
勤不敢顧是非之聞只欲結順逆之
緣設望十方之仏土難忘者釈迦大師
之付屬也設沈三途之苦域有憑者弥
勒下生之值遇也況於別願別緣之
輩屬何疑大慈大悲之引接有心之人
不言可知嗚呼昔牢度跋堤之造善
法堂也忽出紺珠於額上今信心施主之
助一伽藍也宣抽丹石於肝底莫言
下愚之勸進可思大聖之方便矣仍
奉唱如件

建仁三年 月 日